

一般事業主行動計画

従業員が仕事と家庭生活を両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年5月1日～令和6年3月31日まで

2. 内容

働き方改革による年次有給休暇 年6日以上の取得を目指す。

3. 対策

令和3年5月～ 各事業所の有給休暇取得率を管理者へ周知する。
制度に関する法改正の理解と周知を実施する。

平成4年3月～ 休暇が取得しやすいよう業務等の効率化を検討する。